

福岡県公報

平成18年12月13日
第2619号

目 次

告 示 (第2451号—第2477号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 1
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 2
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課) 2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 3
○保安林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 5
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 8
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 9
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 9

○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 10
○県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) 10
○都市計画事業の認可	(公園街路課) 10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 11

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 12
○一般競争入札の実施	(総務事務センター) 13
○災害拠点病院の指定	(医療指導課) 16
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) 16

監査委員

○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課) 20
------------------------------	------------------------

告 示

福岡県告示第2451号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 区域の名称 広石二丁目
- 区域の所在地 北九州市門司区広石二丁目、風師二丁目、広石一丁目
- 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	地番	標柱番号
北九州市	八幡東区	広石二丁目	486番21	1号から4号まで
			486番19	7号
		風師二丁目	486番14	5号
			486番10	6号
		広石一丁目	632番1	8号

福岡県告示第2452号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市西区大字玄界島字辻462、463の1、463の3、465から467まで、468の2、469から473まで、474の1、474の2、475、477、字大濱1168、1173、1176から1178まで、1179の1、1179の2、1180から1184まで、1189の1、1189の2、1191から1194まで、1200

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役

所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2453号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市石坂1丁目3165番2及び3165番11（2工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市五条1丁目9番14号

安恒 房枝

福岡県告示第2454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年1月27日福岡県告示第161号福岡都市計画公園事業4・4・5号生松台中央公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成15年1月27日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年1月27日福岡県告示第161号の事業地と同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第2455号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第7条第3項の規定による通知をしたので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、提出があった環境調査書を閲覧に供する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社磯部

北九州市戸畠区銀座二丁目3番3号

代表取締役 磯部 和孝

2 施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

(1) 施設の種類

(2)に掲げる産業廃棄物の破碎施設

(2) 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

産業廃棄物の種類	一日当たりの処理能力
木くず	365.2トン

3 設置場所

京都郡苅田町鳥越町2番6

4 指定地域

苅田町鳥越町の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成18年12月13日から平成19年1月12日まで

福岡県告示第2456号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次

のように縦覧に供する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営内野地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年12月13日から 平成19年1月17日まで	飯塚市筑穂支所

福岡県告示第2457号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字小山田349、352、353の1、354の2、355の1、356の1、359の1、361、364の3、365、366、367の1から367の3まで、370の1、370の2、464の1、469の1から469の3まで、469の5、470の1、474の1、474の1、476の2、1168の43

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び築上町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2458号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月5日福岡県告示第1096号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2459号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月8日農林水産省告示第1744号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2460号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第839号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2461号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月18日農林水産省告示第971号（1及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに太宰府市役所及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2462号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月5日福岡県告示第1098号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2463号

解散した清算法人田川郡赤村小内田原土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
大場 弘	田川郡赤村大字内田587番地
和田俊彦	" " " 赤4779番地
大場義彦	" " " 5018番地2
上野 豊	" " " 内田1022番地
加耒公久	" " " 946番地
大場一夫	" " " 622番地2
上野誠次	" " " 1590番地
太田正吉	" " " 赤664番地1

福岡県告示第2464号

福岡市広瀬石釜土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
北崎勝行	福岡市早良区大字西1866番地1
濱地哲明	" " " 2144番地2
平川和孝	" " 大字石釜1841番地
関屋茂徳	" " " 1273番地
関屋作好	" " " 1215番地1
北崎康彦	" " " 847番地
立石實	" " 大字西1872番地3
北崎清昭	" " " 1978番地1
鳥飼和國	" " 大字石釜772番地

鳥飼和文	〃 〃 〃 798番地1
清水富且	〃 西区石丸3丁目22番10号

2 退任監事

氏名	住所
樋口三善	福岡市早良区大字曲渕882番地
堀正春	〃 〃 大字石釜64番地2

3 就任理事

氏名	住所
北崎勝行	福岡市早良区大字西1866番地1
濱地哲明	〃 〃 〃 2144番地2
平川和孝	〃 〃 大字石釜1841番地
関屋茂徳	〃 〃 〃 1273番地
関屋作好	〃 〃 〃 1215番地1
北崎康彦	〃 〃 〃 847番地
立石實	〃 〃 大字西1872番地3
北崎清昭	〃 〃 〃 1978番地1
鳥飼和國	〃 〃 大字石釜772番地
鳥飼和文	〃 〃 〃 798番地1
清水富且	〃 西区石丸3丁目22番10号

4 就任監事

氏名	住所
樋口三善	福岡市早良区大字曲渕882番地
堀正春	〃 〃 大字石釜64番地2

福岡県告示第2465号

赤熊土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生渡

1 退任理事

氏名	住所
八城政治	田川市大字伊田4890番地
篠原進	〃 〃 5043番地
松浦一吉	〃 〃 4804番地
松浦豊	〃 〃 4804番地
西岡利秋	〃 〃 4889番地
永野安彦	〃 〃 4754番地

2 退任監事

氏名	住所
下田玉利	田川市大字伊田4905番地
西岡國雄	〃 〃 4834番地の7

3 就任理事

氏名	住所
下田玉利	田川市大字伊田4887番地の1
八城甲一	〃 〃 4890番地
篠原孝則	〃 〃 5043番地
立花正	〃 〃 4915番地
永野安彦	〃 〃 4889番地
松浦久夫	〃 〃 4804番地

4 就任監事

氏名	住所
西岡利秋	田川市大字伊田4754番地
西岡國雄	" " 4834番地の7

福岡県告示第2466号

樹田落合土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
樋口金光	田川郡添田町大字落合3215番地
中村一三	" " " 樹田1452番地1
中田正伸	" " " 落合3580番地2
前田三徳	" " " 4145番地
諫山民雄	田川郡添田町大字樹田1579番地1
牧草正人	" " " 1497番地
柳瀬卓	" " " 1481番地
角崎輝利	" " " 落合3288番地

2 退任監事

氏名	住所
楠木健一郎	田川郡添田町大字樹田1539番地
安藤一佳	" " " 落合3954番地
牧草宏	" " " 樹田1553番地10

3 就任理事

氏名	住所
樋口金光	田川郡添田町大字落合3215番地
中村一三	" " " 樹田1452番地1
中田正伸	" " " 落合3580番地2
前田三徳	" " " 4145番地
諫山民雄	田川郡添田町大字樹田1579番地1
牧草正人	" " " 1497番地
柳瀬卓	" " " 1481番地
角崎輝利	" " " 落合3288番地

4 就任監事

氏名	住所
楠木健一郎	田川郡添田町大字樹田1539番地
安藤一佳	" " " 落合3954番地
牧草宏	" " " 樹田1553番地10

福岡県告示第2467号

畠土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
高津康則	田川郡福智町伊方1027番地
谷口澄隆	" " " 352番地
長尾凡夫	" " " 1662番地
石橋勝憲	" " " 1703番地2

石橋 徳行	田川郡福智町伊方1335番地
松島 司	" " " 1250番地 2
高津一嘉	" " " 963番地
皆川茂樹	" " " 1022番地
高津頼光	" " " 134番地
高津茂	" " " 278番地
太郎丸 宏	" " " 324番地 1
堀口社喜	" " " 761番地
松村幸夫	" " " 933番地

2 退任監事

氏名	住所
長谷川 秋美	田川郡福智町伊方375番地 2
長野達美	" " " 1594番地
芳野初茂	" " " 992番地

3 就任理事

氏名	住所
高津康則	田川郡福智町伊方1027番地
谷口澄隆	" " " 352番地
長尾凡夫	" " " 1662番地
石橋勝憲	" " " 1703番地 2
石橋徳行	" " " 1335番地
松島司	" " " 1250番地 2
高津一嘉	" " " 963番地
皆川茂樹	" " " 1022番地
高津頼光	" " " 134番地
高津茂	" " " 278番地

太郎丸 宏	" " " 324番地 1
堀口社喜	" " " 761番地
松村幸夫	" " " 933番地

4 就任監事

氏名	住所
長谷川 秋美	田川郡福智町伊方375番地 2
長野達美	" " " 1594番地
中野忠夫	" " " 1015番地

福岡県告示第2468号

大内田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
川上澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加禾弘樹	" " 3866番地
稻樹俊秀	" " 3953番地 1
太田勝征	" " 3261番地
川上武	" " 3808番地 2
木村義明	" " 3276番地 3
中村太市	" " 3529番地
中村俊美	" " 3521番地

2 退任監事

氏名	住所
荒尾新勝	田川郡赤村大字内田3170番地1
武宮尚志	〃 3814番地

3 就任理事

氏名	住所
川上澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加禾博樹	〃 3866番地
稻垣俊秀	〃 3953番地1
太田勝征	〃 3261番地
川上武	〃 3808番地2
木村義明	〃 3276番地3
中村太市	〃 3529番地
中村俊美	〃 3521番地

4 就任監事

氏名	住所
荒尾良憲	田川郡赤村大字内田3265番地
武宮尚志	〃 3814番地

福岡県告示第2469号

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
郷原征司	久留米市田主丸町志塚島470番地1

荒巻一喜	柳川市南浜武346番地3
------	--------------

福岡県告示第2470号

竹野第二土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
古賀宏遠	久留米市田主丸町竹野250番地1
中野博信	〃 〃 2096番地2
吉岡靖盛	〃 〃 地徳2144番地6
塙足太助	〃 〃 中尾862番地2
今村一三	〃 〃 以真恵622番地
清水文隆	〃 〃 中尾1710番地
吉岡學	〃 〃 竹野250番地14
吉岡寛実	久留米市田主丸町地徳2169番地1
坂本安	〃 〃 1835番地
立石重光	〃 〃 志塚島608番地5
上野政孝	〃 〃 竹野1998番地
渡辺良則	〃 〃 1810番地7
寺崎俊夫	〃 〃 中尾1127番地2
吉田久雄	〃 〃 874番地1

2 就任監事

氏名	住所
郷原征司	久留米市田主丸町志塚島470番地1

竹上 貞廣	〃	中尾1065番地 6
高木 芳堆	〃	地徳1847番地 3

福岡県告示第2471号

伊良原土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
森下 公直	京都郡みやこ町犀川上伊良原219番地

福岡県告示第2472号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人 環境警全和心会

（変更後）特定非営利活動法人 G R E E N' s –グリーンズ

(2) 代表者の氏名

加藤 幸之助

(3) 主たる事務所の所在地

（変更前）佐賀県佐賀市本庄町袋123番地 8

（変更後）福岡県福岡市早良区藤崎2丁目2番33号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域の環境から地球環境まで、そして地域の高齢者や子供たち、さらに地域の災害救助・支援を必要とする高齢者を中心とした人々に対して、地域に根ざして、地球環境問題解決、高齢者福祉、災害救助・支援に関する事業を行い、地域の環境から地球環境、地域の高齢者や子供たち、地域のすべての人々等、地域の人々から地球環境すべてに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域の環境から地球環境まで、そして地域の高齢者や子供たち、さらに地域の災害救助・支援を必要とする高齢者を中心とした人々に対して、地域に根ざして、地球環境問題解決、高齢者福祉、災害救助・支援及び学童保育等に関する事業を行い、地域の環境から地球環境、地域の高齢者や子供たち、地域のすべての人々等、地域の人々から地球環境すべてに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2473号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（宮野地区）	平成18年3月31日
区画整理事業（今元地区第1換地区）	平成18年3月31日
区画整理事業（今元地区第2換地区）	平成18年3月31日
区画整理事業（今元地区第3換地区）	平成17年3月28日

福岡県告示第2474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の

認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
広川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
広川都市計画公園事業 3・3・2号善蔵塚古墳公園
- 3 事業施行期間
平成18年12月13日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
八女郡広川町大字六田字善蔵塚、川原及び宝畠町地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第2475号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
N P O 法人清風の里
 - (2) 代表者の氏名
池田 一身
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市八木山22番地1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域の安全や環境保全に関する事業や、社会的弱者に対する就労支援事業等を行い、全ての地域住民が安全で住みやすい地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2476号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人みやこ元気村
 - (2) 代表者の氏名
福田 清晴
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県京都郡みやこ町豊津1803番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもや高齢者に対して、さまざまな体験学習や社会教育に関する事業を行うとともに地域の活性化を図る事業を行うことで、すべての人たちが夢と生きがいのある生活をおくることが出来る地域社会を目指し、広く地域住民の福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2477号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人中間福祉作業所

(2) 代表者の氏名

高木 利太

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県中間市中央五丁目10番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、日常生活の支援や、余暇支援、就労支援のための事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

3 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 ク 営業概要表（様式第5号）
 ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先
 ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
 (4) 申請書の受付期間
 この公告の日から平成19年1月19日（金）までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知
 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称
 複写サービスに係る単価契約

(2) 契約内容及び特質等
 入札説明書による。

(3) 契約期間
 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成19年1月19日（金）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年1月30日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA

05	02	電気通信機器	AA
----	----	--------	----

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年12月14日（木）から平成19年1月22日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成19年1月30日（火）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成19年1月31日（水）午前10時00分

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、すべての同意が得られない場合及び郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of a contract matter

The unit-price contract concerning copy service

- (2) Time Limit of Tender

5:00 PM on January 30, 2007

- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、平成18年12月1日付けで次の病院を災害拠点病院として指定したので、公告する。

平成18年12月13日

福岡県知事 麻生 渡

災害拠点病院の区分	病院の名称	所 在 地
地域災害医療センター	九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1
地域災害医療センター	福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75

監査委員

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を福岡商工事務所等28か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年12月13日

福岡県監査委員	福本 義雄
同	進谷 康助
同	伊藤 龍峰
同	後藤 元秀

平成18年度第 14号

平成18年8月～10月実施 隨時監査

監査結果報告書

福岡県監査委員

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日
 知事部局の出先機関及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関に係る随時監査は、平成18年3月1日又は平成18年4月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成18年8月30日から平成18年10月24日までの実日数28日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
北九州商工事務所	平成18年3月1日から 平成18年8月30日まで	平成18年8月30日
飯塚商工事務所	平成18年3月1日から 平成18年8月31日まで	平成18年8月31日
イントリニア研究所	平成18年3月1日から 平成18年9月1日まで	平成18年9月1日
大牟田高等技術専門校	平成18年3月1日から 平成18年9月5日まで	平成18年9月5日
筑後労働福祉事務所	平成18年3月1日から 平成18年9月6日まで	平成18年9月6日
北九州労働福祉事務所	平成18年3月1日から 平成18年9月8日まで	平成18年9月8日
福岡労働福祉事務所	平成18年3月1日から 平成18年9月12日まで	平成18年9月12日
九州歴史資料館	平成18年3月1日から 平成18年9月13日まで	平成18年9月13日
少年自然の家「玄海の家」	平成18年3月1日から 平成18年9月14日まで	平成18年9月14日
美術館	平成18年3月1日から 平成18年9月15日まで	平成18年9月15日
体育研究所	平成18年3月1日から 平成18年9月20日まで	平成18年9月20日
折尾警察察署	平成18年4月1日から 平成18年9月21日まで	平成18年9月21日
豊前警察察署	平成18年4月1日から 平成18年9月22日まで	平成18年9月22日
中央警察察署	平成18年4月1日から 平成18年9月27日まで	平成18年9月27日
柏屋警察察署	平成18年4月1日から 平成18年9月28日まで	平成18年9月28日
宮若警察察署	平成18年4月1日から 平成18年9月29日まで	平成18年9月29日
朝倉警察察署	平成18年4月1日から 平成18年10月3日まで	平成18年10月3日
筑紫野警察察署	平成18年4月1日から 平成18年10月4日まで	平成18年10月4日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
八女警察署	平成18年4月1日から 平成18年10月5日まで	平成18年10月5日
瀬高警察署	平成18年4月1日から 平成18年10月6日まで	平成18年10月6日
博多警察署	平成18年4月1日から 平成18年10月11日まで	平成18年10月11日
飯塚土木事務所	平成18年4月1日から 平成18年10月12日まで	平成18年10月12日
直方土木事務所	平成18年4月1日から 平成18年10月13日まで	平成18年10月13日
五ヶ山ダム建設事務所	平成18年4月1日から 平成18年10月17日まで	平成18年10月17日
流域下水道事務所	平成18年4月1日から 平成18年10月18日まで	平成18年10月18日
前原土木事務所	平成18年4月1日から 平成18年10月19日まで	平成18年10月19日
八女土木事務所	平成18年4月1日から 平成18年10月20日まで	平成18年10月20日
田川土木事務所	平成18年4月1日から 平成18年10月24日まで	平成18年10月24日

2 監査の主眼

今回の監査は、北九州商工事務所等28機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、時間外勤務手当及び旅費に主眼を置き調査した。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おむね適正に執行されていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第353号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成18年12月13日

福岡県公安委員会

1 検定審査の実施日、時間及び場所

(1) 平成18年度第13回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場所
平成19年1月31日（水）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 平成18年度第14回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場所
平成19年2月27日（火）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 平成18年度第15回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場所
平成19年3月19日（月）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定審査を行う検定の種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 定員

各30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- 福岡県内に住所を有すること。
- 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
- 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する

- 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるものに該当するもの

を除く。

5 検定審査の方法

審査は、筆記試験（5枝択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 審査申請手続及び受付期間

(1) 受付期間

ア 平成18年度第13回検定合格者審査

平成18年12月14日（木）から平成19年1月12日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

イ 平成18年度第14回検定合格者審査

平成18年12月14日（木）から平成19年2月9日（金）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ウ 平成18年度第15回検定合格者審査

平成18年12月14日（木）から平成19年3月2日（金）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、審査申請者が定員の30名に達したときは受け付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通
- 住居地を疎明する書面
- 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通
- 当該営業所に所属することを疎明する書面
- 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通
- 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別（級）ともに、4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 検定審査当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定審査に関する問い合わせは、午前9時から午後5時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に對して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)